

記 者 発 表 資 料

発 表 先 : 石 川 県 政 記 者 ク ラ ブ

取扱い：配布を以て解禁

平成22年5月12日



金沢河川国道事務所が管理する「道路 の維持管理計画(案)」を作成しました。

北陸地方整備局では先日管内（新潟県、富山県、石川県）で管理する国道の維持管理の頻度等を「道路の維持管理方針(案)」として定めたところです。

このたび、金沢河川国道事務所では、北陸地方整備局の方針(案)に従って、平成22年度の「道路の維持管理計画(案)」を作成しました。

金沢河川国道事務所は、この計画(案)に沿って管轄する道路の維持管理を行います。

<お問合せ先>

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

金沢市西念4丁目23番5号 電話：076-264-8800(代表)

道路管理第二課長 ひろしま たかし
廣島 隆 (内線441)

平成22年度 金沢河川国道事務所 道路維持管理計画（案）

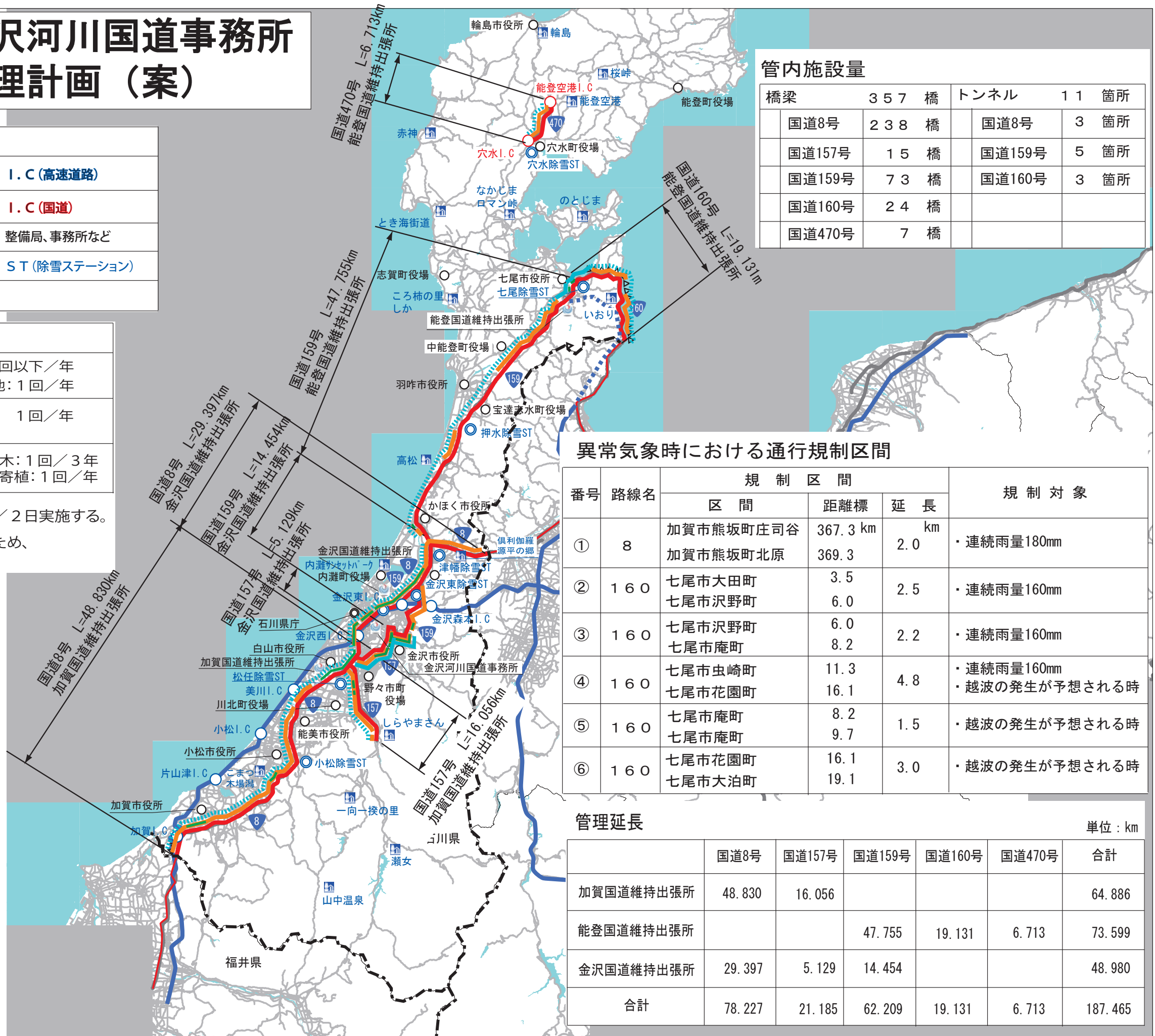
凡例			
	高速道路		I.C (高速道路)
	直轄道路		I.C (国道)
	事前通行規制区間		整備局、事務所など
	県庁、市役所など		ST (除雪ステーション)
	道の駅		

凡例		
路面清掃		DID: 6回以下/年 その他: 1回/年
除草		1回/年
剪定		高木、中低木: 1回/3年 寄植: 1回/年

- ・巡回は、全管理区間において、原則1回/2日実施する。
- ・排水構造物清掃については、点在しているため、図示していない。

管内施設量

	橋梁	357橋	トンネル	11箇所
国道8号	238橋		国道8号	3箇所
国道157号	15橋		国道159号	5箇所
国道159号	73橋		国道160号	3箇所
国道160号	24橋			
国道470号	7橋			



異常気象時における通行規制区間

番号	路線名	規制区間			規制対象
		区間	距離標	延長	
①	8	加賀市熊坂町庄司谷	367.3 km	2.0 km	・連続雨量180mm
		加賀市熊坂町北原	369.3		
②	160	七尾市大田町	3.5	2.5	・連続雨量160mm
		七尾市沢野町	6.0		
③	160	七尾市沢野町	6.0	2.2	・連続雨量160mm
		七尾市庵町	8.2		
④	160	七尾市虫崎町	11.3	4.8	・連続雨量160mm ・越波の発生が予想される時
		七尾市花園町	16.1		
⑤	160	七尾市庵町	8.2	1.5	・越波の発生が予想される時
		七尾市庵町	9.7		
⑥	160	七尾市花園町	16.1	3.0	・越波の発生が予想される時
		七尾市大泊町	19.1		

管理延長

	国道8号	国道157号	国道159号	国道160号	国道470号	合計
加賀国道維持出張所	48.830	16.056				64.886
能登国道維持出張所			47.755	19.131	6.713	73.599
金沢国道維持出張所	29.397	5.129	14.454			48.980
合計	78.227	21.185	62.209	19.131	6.713	187.465

単位: km

【参考資料：平成22年4月30日北陸地方整備局記者発表資料より】

道路の維持管理方針(案)

行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとバラツキのあった巡回、清掃、除草、剪定等の各作業について、全国統一の基準に基づき北陸地方整備局の方針を定め、平成22年度より運用します。

道路の維持管理方針(案)本文はこちら↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/maintenance/policy.pdf>

【これまで】	⇒	【平成22年度より運用】
<巡回> ▶ 平日毎日、休日2日に1回	⇒	▶ 原則 2日に1回
<清掃> 路面清掃 ▶ 年間 0~6回 歩道清掃 ▶ 年間 0~1回 排水構造物清掃 ▶ 適宜	⇒	▶ 原則 年間6回以内（DIDD内） 年間1回以内（上記以外） ▶ 原則 落葉等の除去に限定して実施 ▶ 原則 年間に1回を目安
<除草> ▶ 年間 0~3回	⇒	▶ 原則 年間1回
<剪定> ▶ 高木、中木 適宜 ▶ 低木 年間 0~1回 ▶ 寄植 年間 0~2回	⇒	▶ 高木・中低木 原則3年に1回程度 ▶ 寄植 原則1年に1回程度

【巡回】



【清掃】



【除草】



【剪定】

